

2023年10月11日

公立大学法人福島県立医科大学医学部放射線生命科学講座 坂井晃教授殿
公立大学法人福島県立医科大学医療研究推進課長殿

311子ども甲状腺がん裁判弁護団
団長 井戸謙一

甲状腺がん患者の生体試料を用いた ヒトゲノム研究に対する申入れ書

拝啓

当職は、福島原発事故後に甲状腺がん罹患した子どもたちが東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を求めている311子ども甲状腺がん裁判弁護団を代表して、貴職らに対し、この申し入れをします。

10月6日付けの福島民報と福島民友の二紙において、「原発事故による被ばく健康影響は考えられない」（福島民報）、「甲状腺がんの発症に放射線の影響なし」（福島民友）などの見出しつきで、坂井晃教授らの研究を取り上げる記事が掲載されました。

福島民報の記事には、「坂井晃主任教授によると・・・『生体試料を使った研究でも原発事故による被ばく健康影響は考えられないと言える』としている。」と、福島民友の記事には、「福島医大は5日、東京電力福島第1原発事故後の小児甲状腺がんの発症について、放射線被曝の影響はないとする研究結果を発表した。」とされています。

そこで、上記研究の対象となっている甲状腺がん患者から委任を受けている当弁護団は、英国科学誌「Scientific Reports」に掲載された「No increase in translocated chromosomal aberrations an indicator of ionizing radiation exposure in childhood thyroid cancer in Fukushima Prefecture」と題する論文を拝読しました。その結果、上記の「原発事故による被ばく健康影響は考えられない」「甲状腺がん発症に放射線の影響なし」という結論は、この論文のどこにも記載されていないことがわかりました。

上記論文によれば、坂井教授らの研究は、次のようなものです。

- 1 ①小児甲状腺検査で甲状腺がんと診断された患者（38人）、②甲状腺がん以外の甲状腺疾患患者（30人）、③20-24歳の健常者（31人）の3者の末梢血リンパ球を用いて染色体の転座を解析し、その数を各群で比較したところ、次の事実が明らかになった。
- 2 ①甲状腺がん患者群と②甲状腺関連疾患患者群の間に有意差が認められた。
 - ・①甲状腺がん患者群と③健常者群の間に有意差が認められた。
 - ・②甲状腺関連疾患患者群と③健常者群の間には有意差は認められなかった。
- 3 CT検査を受けたことによる転座染色体形成があり得るので、CT検査の有無による有意差検定を行った。その結果、CT検査歴の有無と性別で調整した3群間において年齢調整を行ったときには有意差はなく、また、性別調整後、CT検査を受けた①（35人）、②（20人）、③（7人）の3群間で年齢調整を行って転座染色体の数を比較したところ、3群間に有意差を認めなかった。
- 4 以上の結果、甲状腺がん患者で転座染色体が多いのは、CT検査が影響していた可能性が示唆された。

この染色体転座数のデータを素直に見れば、甲状腺がんが、被ばく影響である可能性を強く示唆します。ところが、坂井教授らは、上記のように、CT検査の有無による有意差検定を行い、有意差は消失したなどとして、甲状腺がん患者に染色体転座が多いのは、CT検査が影響していた可能性が示唆されたと結論づけました。

しかし、導かれた研究結果を論理的に説明するならば

- (1) 甲状腺がん患者の末梢血リンパ球に染色体の転座が有意に多い
- (2) その原因はCT検査を含む放射線の影響である可能性が高い

ということに尽きます。この研究から、貴殿らが報道機関に説明したような「原発事故による被ばくの健康影響は考えられない」「甲状腺がんの発症に放射線の影響なし」との結論は出せませんし、上記論文にも、そのような言及はありません。

貴殿らの研究結果に関する上記記事を読んだ当裁判の原告家族の中には、体調の悪化を訴えている人もいます。そこで、当弁護団は、貴殿らに対し、以下の内容について回答を求めるとともに、履践されるよう申し入れます。

- 1 貴殿らは、報道されているように、報道機関に対し、「生体試料を使った研究でも原発事故による被ばく健康影響は考えられないと言える」、「甲状腺がんの発症について放射線被曝の影響はない」と説明されたのでしょうか。
- 2 もし説明されたのであれば、報道機関に対し、その結論は誤りであったとして訂正を申し入れてください。もし、そのような説明をされていないのであれば、誤った報道をした報道機関に対し、直ちに訂正を求めてください。
- 3 今後、研究結果についての広報は正確にしてください。
- 4 人を対象とした医学系研究（ゲノム研究）のルールに基づき、当職らが委任を受けている甲状腺がん患者を含む研究対象者（子どもたち）に対して、正確な研究結果の報告を行うよう求めます。
- 5 今後、研究対象者（子どもたち）に対して、誠実な研究を行うよう求めます。

上記の申し入れ事項について、10月20日（金）にまでに回答してください。
なお、本申入れ書及びご回答は、報道機関等に公開しますので、あらかじめご承知おきください。

敬具

連絡先

〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町78-14 澤ビル2階

井戸謙一法律事務所

弁護士 井戸謙一

 0749-21-2460  0749-21-2461

Ke_ni_do@yahoo.co.jp